

工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理取扱要領

平成 28 年 4 月 1 日一部改正

第 1 目的

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号)及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づき、入札及び契約の過程についての苦情処理に関して必要な事項を定め、もって入札及び契約の透明性を高めるとともに公正な競争を確保することを目的とする。

第 2 苦情処理の対象となる工事又は措置

1 苦情処理の対象となる工事は静岡県建設工事執行規則第 2 条の建設工事であって以下の入札方式及び契約によるものをいう。

ただし、予定価格が 250 万円を超えないものを除く。

- (1) 制限付き一般競争入札方式によった工事(総合評価落札方式を含む)
- (2) 公募型指名競争入札方式によった工事
- (3) 上記(2)及び(3)以外の指名競争入札方式(以下「通常指名競争入札方式」という。)によった工事
- (4) 随意契約によった工事

2 政府調達に関する協定(平成 7 年 12 月 8 日条約第 23 号)の対象工事については、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成 8 年 3 月 29 日告示第 366 号の 6)によるものとし、前項の対象工事から除く。

3 苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第 11 条に規定する苦情を申立てることができる措置(以下「入札参加停止措置等」という。)

第 3 一次苦情申立て

1 入札参加資格の有無の確認、非指名理由等又は入札参加停止措置等の通知

(1) 工事を直接発注した部局(静岡県財務規則(昭和 39 年 3 月 29 日規則第 13 号)第 2 条第 1 号に規定する「部局」及び教育委員会並びに公安委員会をいう。)及び企業局の担当室(課)長又は出先機関の長(以下「発注機関の長」という。)は、制限付き一般競争入札において、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)を提出した者に対し、その結果を書面により通知するものとする。

(2) 発注機関の長は、公募型指名競争入札において、技術資料を提出した者又は応募した者のうち当該工事について指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由(以下「非指名理由」という。)を書面により通知するものとする。

(3) 知事は、入札参加停止措置等を行った場合は、当該有資格業者に対し、措置期間及び措置を行った理由を書面により通知するものとする。

2 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、以下のとおりとする。

(1) 制限付き一般競争入札

ア 入札参加資格確認申請書等を提出した者のうち、発注機関の長からの入札参加資格がない旨の通知及び入札後審査型における入札参加資格不適合通知に対して不服がある者は、発注機関の長に入札参加資格がないと認めた理由及び入札参加資格不適合とした理由についての説明を求めることができる。

イ 総合評価落札方式において、落札者とならなかった者は、発注機関の長に自ら落札者とならなかった理由についての説明を求めることができる。

(2) 公募型指名競争入札

当該入札への参加を応募した者のうち、発注機関の長による非指名理由の通知を受理した者で、当該非指名理由に対して不服がある者は、発注機関の長に対して非指名理由の説明を求めることができる。

(3) 通常指名競争入札

当該入札の行われる発注機関において当該入札と同一の工種に登録がある有資格業者のうち、当該通常指名競争入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、発注機関の長に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

(4) 随意契約方式

当該契約と同一の工種に対応する建設業法（昭和24年5月24日法律100号）の建設工事の種類について建設業の許可を有する者（建設業法第3条第1項に規定する「許可」を受けている者をいう。）で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、発注機関の長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(5) 入札参加停止措置等

第2のうち3に掲げる入札参加停止措置等を受けた者は、知事に対して当該措置を受けた理由についての説明を求めることができる。

3 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、以下に掲げる期間内に、申立者の氏名及び住所、申立の対象となる工事又は措置、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載した苦情申立書（様式1）により、発注機関の長（措置の場合は知事）に対して行うことができるものとする。

(1) 第3のうち2(1)アに掲げる苦情にあつては、予定価格5,000万円以上については、発注機関の長が入札参加資格確認の通知をした日の翌日から起算して5日（静岡県の休日を定める条例（平成元年静岡県条例第8号）第1条に規定する県の機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内、予定価格5,000万円未満及び入札後審査型における入札参加資格不適合通知については、3日（休日を含まない。）以内。

(2) 第3のうち2(1)イに掲げる苦情にあつては、発注機関の長が落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。

(3) 第3のうち2(2)に掲げる苦情にあつては、発注機関の長が非指名の通知を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。

- (4) 第3のうち2(3)に掲げる苦情にあつては、発注機関の長が指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内。
- (5) 第3のうち2(4)に掲げる苦情にあつては、発注機関の長が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内。
- (6) 第3のうち2(5)に掲げる苦情にあつては、当該入札参加停止の期間内、警告又は注意の喚起にあつては、当該警告又は注意の喚起の日の翌日から起算して2週間以内。

4 苦情申立てへの回答

第3のうち2(1)アに掲げる苦情の申立てがあつた場合は、発注機関の長は、申立者が入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内(休日を含まない。)に、書面(以下「回答書」(様式2)という。)により回答するものとする。

5 苦情の申立ての却下

発注機関の長(措置の場合は知事)は、申立期間の徒過その他申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

6 苦情申立てについての教示

苦情申立てができる旨の教示を次のとおり行うものとする。

- (1) 制限付き一般競争入札方式にあつては、入札公告に第3のうち2(1)アに掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。
また、総合評価落札方式にあつては、入札公告に第3のうち2(1)イに掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。
- (2) 公募型指名競争入札方式にあつては、同方式による入札に参加を希望する者を募集する際に第3のうち2(2)に掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。
- (3) 通常型指名競争入札方式にあつては、第3のうち2(3)に掲げる苦情申立てができる旨を縦覧場所に掲示すること等により教示すること。
- (4) 随意契約方式にあつては、第3のうち2(4)に掲げる苦情申立てができる旨を縦覧場所に掲示すること等により教示すること。

7 苦情処理結果の公表

発注機関の長(措置の場合は知事)は、申立者に4による回答を行ったときには、申立者の提出した苦情申立書及び回答書を、静岡県情報公開条例(平成12年静岡県条例第58号)の非開示情報に該当しない範囲で、閲覧による方法により公表するものとする。

第4 再苦情の申立て

1 再苦情の申立てができる者及び苦情申立てができる範囲

第3により一次苦情を申し立て回答書を受理した者であつて、回答書による説明に不服がある者は、知事又は企業局長(以下「知事等」という。)に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

2 再苦情申立ての方法

- (1) 再苦情の申立ては、発注機関の長(措置の場合は知事)から第3の4による回答書を受け取った日から7日以内(休日を含まない。)に、申立者の氏名及び住所、申立の対象となる工事又は措置、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記

載した再苦情申立書（様式第3号）により、知事等に対して行うことができる。

(2) 再苦情の申立てがあった場合は、知事等は、第4の4の場合を除いて入札監視委員会に審議を依頼しなければならない。

3 再苦情申立てへの回答

知事等は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえて、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。)に、再苦情の申立者に対しその結果を、再苦情に対する回答書（様式第4号）により回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときはその旨と理由を、申立てが認められたときはその旨と知事等が講じようとする措置の概要を、再苦情の申立者に対し明らかにするものとする。

4 再苦情の申立ての却下

知事等は、申立期間の徒過その他申立ての適格を欠くと認めるときは、申立て後7日以内(休日を含まない。)にその申立てを却下することができるものとする。

5 再苦情の申立てについての教示

一次苦情の回答書中に、再苦情申立てができる旨を教示するものとする。

6 再苦情処理結果の公表

知事等は、再苦情申立者に回答を行ったときには、申立者の提出した再苦情申立書及び回答書を静岡県情報公開条例の非開示情報に該当しない範囲で閲覧による方法により公表するものとする。

7 入札手続の執行

再苦情の申立ては、原則として、入札の執行を妨げるものではない。

第5 適用時期

この要領は、平成13年11月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

様 式 1

苦 情 申 立 書

年 月 日

(発注機関の長 (措置の場合は知事)) 様

苦情申立者 ○ ○ ○ ○ 印

「工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理取扱要領」第3により、次のとおり苦情の申し立てをします。

1 苦情申立者の住所氏名等

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話
郵便番号

2 苦情申立ての対象となる工事名又は措置

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

様 式 2

回 答 書

年 月 日

(苦情申立者) 様

発注機関の長(措置の場合は知事) ○ ○ ○ ○ 印

平成○年○月○日付で申立てがあった件については、下記のとおり回答します。

記

- 1 苦情申立ての対象工事又は措置
- 2 苦情に対する説明

様式 3

再 苦 情 申 立 書

年 月 日

(知 事 等) 様

再苦情申立者 ○ ○ ○ ○ 印

「工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理取扱要領」第4により、次のとおり再苦情の申し立てをします。

1 再苦情申立者の住所氏名等

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話
郵便番号

2 再苦情申立ての対象となる工事名又は措置

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

(注) 苦情の申立てに対して発注機関の長が回答を行った書面の写しを添付すること。

様 式 4

再 苦 情 に 対 す る 回 答 書

年 月 日

(再苦情申立者) 様

静岡県知事 ○ ○ ○ ○ 印

平成○年○月○日付けで申立てがあった再苦情の件については、下記のとおり
回答します。

記

1 再苦情申立ての対象工事又は措置

2 苦情処理会議の審議結果

① ○年○月○日の審議

② 結 果

※ ア 申立てが認められなかったとき

その旨と理由

イ 申立てが認められたとき

その旨

3 県の措置

※ 申立てが認められたときに記載